

国土交通省北海道開発局
測量等競争参加資格審査申請書作成の手引
－令和 7 ・ 8 年度版－

目 次

第 1 令和 7・8 年度競争参加資格審査について

1	有資格者名簿への登録及び公表	2
2	情報公開法の施行	2

第 2 登録申請の手順

1	登録申請前の確認	4
2	申請書類の作成	4
3	申請書類の提出、受付	5
	(1) 申請方法	5
	◎定期受付	5
	◎随時受付	7
	(2) 申請に当たっての注意事項	9
4	競争参加資格審査	10
	◎北海道開発局の業種区分	10
5	資格決定の通知	12
6	申請した事項の変更等の届出	12
	◎電子メールを利用した随時申請・変更届の提出について	15

第 3 申請書及び作成の方法

1	提出書類	17
2	提出書類の様式及び記載要領	19
	(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量等)	
	[様式 1-1]	19
	[様式 1-2]	23
	[様式 1-3]	29
	(2) 業態調書	
	[様式 2-1]	33
	[様式 2-2]	38
	(3) 営業所一覧表[様式 3]	50
	(4) 技術者経歴書[様式 4]	52
	(5) 測量等実績調書[様式 5]	54
	(6) 登記事項証明書(写しでも可)	55
	(7) 登録証明書等(写しでも可)	55
	(8) 財務諸表類(1 年分)	59
	(9) 納税証明書その 3 等(写し)	59
	(10) 委任状(正)	64

第4 競争参加資格審査申請に関するQ & A

- 1 国土交通省北海道開発局では、受付票等は発行されないのですか。
..... 67
- 2 随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいですか。 67
- 3 資格決定後、申請を希望する部局を追加することはできますか。 67
- 4 資格決定後、希望業種区分（測量・土木関係コンサルタント・建築関係コンサルタント・補償関係コンサルタント・地質調査）を追加することはできますか。 68
- 5 資格決定後、業態調書（様式2－1）の希望業務区分を変更することはできますか。 68
- 6 定期申請のときにインターネット方式で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいのでしょうか。
..... 69
- 7 申請書の様式類を、インターネット上からダウンロードできますか。 69
- 8 「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。 ・ 69
- 9 申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。 70
- 10 「外資状況」の考え方を教えて下さい。 70
- 11 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。 71
- 12 測量等業務の競争参加資格申請にあたっての審査基準日の考え方を教えて下さい。 71
- 13 営業年数の算出方法を教えて下さい。 71
- 14 測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのように記入すればいいですか。 72
- 15 営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。 ... 72
- 16 申請書類はどのように綴じればいいですか。 72
- 17 随時受付は申請後、どのくらいの期間で決定になるのでしょうか。
..... 73

第 1 令和 7 ・ 8 年度競争参加資格審査について

第1 令和7・8年度競争参加資格審査について

1 有資格者名簿への登録及び公表

測量業者及び建設コンサルタント業者等で、国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の測量等（測量、建設工事に係るコンサルタント及び地質調査をいう。以下同じ。）の競争入札に参加を希望される方は、あらかじめ、北海道開発局長に対して所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を提出し、審査を受ける必要があります。また、競争入札に参加できる方は、北海道開発局長が当該建設工事及び測量等の有資格者として決定し、北海道開発局の「有資格者名簿」に登録された方に限られます。

平成13年4月1日から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が施行され、入札及び契約過程等の一層の透明化を図る観点から、有資格者名簿を公表しています。

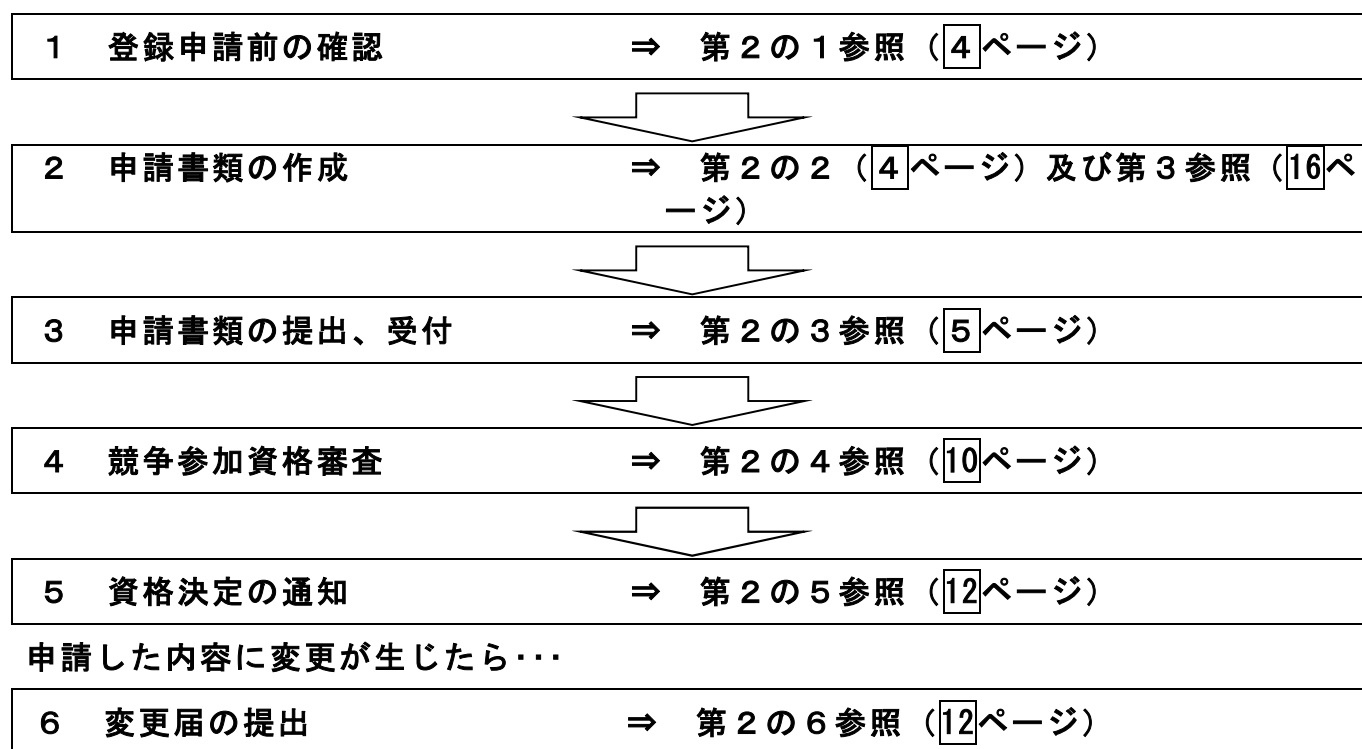
2 情報公開法の施行

国の行政機関においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の施行に伴い、平成13年4月1日以降は、行政機関（例：北海道開発局及び各開発建設部等）が取得した文書（例：資格審査申請書類等。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となっております。

なお、会社代表者の氏名等は、国土交通省北海道開発局においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。

第 2 登録申請の手順

第2 登録申請の手順



1 登録申請前の確認

(1) 有資格者としてしない者

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
- ② 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
- ③ 不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

2 申請書類の作成

※申請書類の記入方法、詳細については、第3を参照のこと。

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html>

3 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。それ以降でも、国土交通省北海道開発局が発注する測量等の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

受付ごとの申請方法は以下のとおり。

定期受付…「インターネット方式」「文書郵送方式※」「電子メール方式※」

※「文書郵送方式」又は「電子メール方式」は、インターネット方式で対応していない申請に限る

随時受付…「電子メール方式」「文書郵送方式」「文書持参方式」

◎定期受付（2年に1回実施）

① インターネット方式

インターネット方式については、下記国土交通省本省ホームページの測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き〔インターネット編〕及び国土交通省北海道開発局ホームページの測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き〔インターネット編〕（令和7・8年度版）《北海道開発局申請用補足説明書》をご確認ください。

国土交通省本省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/shotatsu/shikakushinsa/index.html>

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

【インターネット方式で対応していない申請】

会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再度の決定を受けていない場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、文書郵送方式で申請してください。

② 文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

インターネット方式で対応していない申請（上記①参照）に限り、文書郵送方式又は電子メール方式となります。

受付期間 ……令和6年12月2日（月）～ 令和7年1月15日（水）

令和7年1月15日（水）までの消印のあるものが有効となります。

郵送先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

郵送方法

普通郵便ではなく、必ず書留郵便で送付してください。

※申請書類郵送の封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

注意事項

①当該資格の有効期間内は、申請書類一式の写しを保管しておいてください。

※業種区分・申請部局の追加等を希望される場合に必要となります。

②申請書類に不備がある場合は、申請書を受理したことになりません。また、申請内容の補正のため、受付窓口へお越しいただくか又は補正した申請書類を提出していただくことがあります。なお、受付窓口の指示による所定期間内までに申請内容を補正しない場合は、定期受付での競争参加資格の決定はできないので、ご注意ください。

③ 電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

インターネット方式で対応していない申請（上記①参照）に限り、文書郵送方式又は電子メール方式となります。

受付期間 …… 令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)

最終日の16時までに受信したものが有効となります。

送付先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係メールアドレス

hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

提出方法

◎申請書以外の添付書類はスキャナー等を使用してPDFにしたものを提出してください。

◎メール件名を「（会社名等）資格申請書類の提出」と記載してください。

◎メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

注意事項

※必ず下記事項を確認の上申請してください。

①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。20MBを超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。

②電子メール方式により申請する場合には、受付通知は申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。

④申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

⑤最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

④ 文書持参方式

平成27・28年度競争参加資格審査の申請より、定期受付の文書持参方式は廃止しております。

◎随時受付（定期受付終了後（令和7年1月16日以降）、随時実施）

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（電子メール、郵送又は持参）を受け付けます。

※随時申請はインターネットでは行うことはできません。

資格の有効期間：資格の決定日（令和7年4月11日以降）～令和9年3月31日

※ 定期受付期間中の文書郵送及び電子メール（インターネット方式で対応していない申請を除く）、又は文書持参による申請は原則廃止としていますが、定期受付期間中に当該方法により申請された際には定期受付ではなく、随時受付による申請として取り扱い、資格決定日は令和7年4月11日以降となりますので、ご注意ください。

提出先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係又は申請者の本店所在地を管轄する受付窓口（表-1（[8](#)ページ参照））

※合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生法に伴う再申請等については、北海道開発局事業振興部工事管理課企画係までご相談ください。

※メールの場合、hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp宛てにPDFファイルを送付してください。（20MB以内。20MBを超える場合は添付資料を複数のメールに分けて送信してください。）

提出部数

正本1部

※提出書類は、定期受付と同一の書類となります。ただし、インターネット方式の様式とは異なります。

※電子メール方式により申請する場合には、受付通知は申請書の送信元宛に電子メールにてお知らせします。

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

表－１ 受 付 窓 口（文書郵送方式、文書持参方式の場合）

受付窓口	住 所	電話番号	申請者の本店所在地等
札幌開発建設部 契約企画課	〒060-8506 札幌市中央区北２条西19丁目－	011-611-0309	札幌市、夕張市、岩見沢市、 美唄市、芦別市、江別市、赤 平市、三笠市、千歳市、滝川 市、砂川市、歌志内市、深川 市、恵庭市、北広島市、石狩 市、石狩振興局及び空知総合 振興局管内
函館開発建設部 契約課	〒040-8501 函館市大川町１－27	0138-42-7525	函館市、北斗市、渡島総合振 興局及び檜山振興局管内
小樽開発建設部 契約課	〒047-8555 小樽市潮見台１丁目15－５	0134-23-5129	小樽市、後志総合振興局管内
旭川開発建設部 契約課	〒078-8513 旭川市宮前１条３丁目３－15	0166-32-2451	旭川市、士別市、名寄市、富 良野市、上川総合振興局管内
室蘭開発建設部 契約課	〒051-8524 室蘭市入江町１－14	0143-25-7026	室蘭市、苫小牧市、登別市、 伊達市、胆振総合振興局及び 日高振興局管内
釧路開発建設部 契約課	〒085-8551 釧路市幸町10丁目３	0154-24-7135	釧路市、根室市、釧路総合振 興局及び根室振興局管内
帯広開発建設部 契約課	〒080-8585 帯広市西５条南８丁目	0155-24-2903	帯広市、十勝総合振興局管内
網走開発建設部 契約課	〒093-8544 網走市新町２丁目６－１	0152-44-6898	北見市、網走市、紋別市、オ ホーツク総合振興局管内
留萌開発建設部 契約課	〒077-8501 留萌市寿町１丁目68	0164-42-2367	留萌市、留萌振興局管内
稚内開発建設部 契約課	〒097-8527 稚内市末広５丁目６－１	0162-33-1064	稚内市、宗谷総合振興局管内
北海道開発局 事業振興部 工事管理課企画係	〒060-8511 札幌市北区北８条西２丁目	011-709-2311 内線 5480	北海道外、共同企業体

(2) 申請に当たっての注意事項

①本手引の対象は、北海道開発局のみです。

本資格審査の手引の対象となるのは、国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）に限ります。

②重複申請の無いよう、注意してください。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、電子メール、郵送又は持参のいずれか1つの方法により行ってください。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。また、電子メール、郵送、持参の複数で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないこともあります。

③虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定をしない場合があります。また、資格決定後発覚した場合には、資格を取り消すことがあります。

④一度申請した資格審査書類は、原則修正することはできません。

申請の際は、内容を十分に確認した上、申請してください。

⑤資格審査の有効期間は、令和9年3月31日まで有効です。

令和7・8年度の資格審査で資格決定を受けると、欠格要件又は合併・譲渡、会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う再審査等に該当しない限り、その資格は令和9年3月31日まで有効となります。

会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の決定を受けた方は、ヒアリング等の一連の手続を受けた後、再度の資格審査を受けることが可能になります。

⑥決定を受けた資格を辞退した場合、又は、申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

決定された資格を辞退することは、申請者の方の自由です。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、決定を受けた資格について辞退した場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格決定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。（ただし、インターネット方式における確定前での一定期間内の申請書データの取消は除きます。）

⑦申請の際に使用する文字は、J I S第一水準・第二水準のみです。

申請の際に使用する文字は、J I S第一水準・第二水準に規定されているものに限り、それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。

例：高（はしご高） ⇒ 「高」や「たか」、崎（たて崎） ⇒ 「崎」や「ざき」

4 競争参加資格審査

資格審査申請書類が提出されると、これに基づき、業種区分ごとに資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格決定された業者が「有資格者名簿」に登録されることになります。

◎ 北海道開発局の業種区分

国土交通省北海道開発局が発注する測量等の業種区分は、表－２のとおりとなっております。

この中から登録を希望する業種区分を選んで申請していただきますが、これ以外の業種区分については受け付けていません。

(お知らせ)

平成31・32年度から、業種区分「測量」と「航空測量」を統合し、「測量」としています。そのため、航空測量に関する登録を希望する場合は、「測量」の業種区分を選んで申請してください。

表－２ 業 種 区 分

業 種 区 分	業 務 内 容
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
土木関係コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、その他
建築関係コンサルタント	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、不動産鑑定
地質調査	地質調査

※国土交通省北海道開発局の測量等の業種区分のうち、次の業務区分を希望する方は、それぞれ、測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります。

業 種 区 分	業務区分	必 要 な 証 明 書
測量	測 量 一 般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航 空 測 量	
建築関係コンサルタント	建 築 一 般	建築士事務所登録証明書
補償関係コンサルタント	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面

※上記登録証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるもの

のとし、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものとしております。

※申請書様式1の「18 登録等を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

(提出の省略)

※ 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、提出を省略できます。

また、土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、提出を省略できます。

現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもので、申請日の直近のものとしします。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

5 資格決定の通知

申請書の受付後、国土交通省北海道開発局から「資格決定通知書」が送付されますので、当該資格の有効期間内は申請書類一式の写しと一緒に保管してください。

競争参加資格の有効期間

定期受付：令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日

随時受付：資格決定日（令和7年4月11日以降） ～ 令和9年3月31日

※定期受付においては、資格決定通知書を令和7年3月末までに送付します。

6 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、変更等が生じた場合には、速やかに、北海道開発局事業振興部 工事管理課企画係又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口（表－1（8ページ参照））へ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量等）」又は「辞退等届」を郵送又は持参してください。電子メールの場合は

hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp 宛てにファイルを送付してください。

「変更等の届出が必要な場合」、「変更届」及び「辞退等届」の書式については、ホームページをご覧ください。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

申請した事項の変更等の届出(測量等)

資格決定を受けた内容を変更した(変更を希望する)場合は、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」(以下「変更届」という。)にそれぞれ必要な書類を添付し、申請者の本店所在地等を所管する受付窓口(※別表「変更届の提出窓口」参照)へ速やかに提出してください。

下表の変更届欄の『○』は届出要、『×』は届出不要となっています。また、添付書類欄の『○』は提出要、『△』はいずれかを提出、『その他』は記載書類を別途提出してください。

【提出方法等】

- ◆持参した場合・・・受付窓口で参加資格審査申請書の変更届を持参した旨をお伝えください。
- ◆郵送する場合・・・封筒に朱書きで「参加資格審査申請書変更届在中」とお書きください。
受付印を押印された変更届の控え(写し)の郵送を希望される場合は、変更届の控え(写し)及び返信用封筒(返信に足りる切手を貼付したもの)を同封してください。
※料金不足であっても当方では支払い致しかねますので、必ず料金不足にならないようお願いいたします。
- ◆メールの場合・・・メールアドレス:hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp宛てにPDFファイルを送付してください(2OMB以内)。
- ◆登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

変更した内容 (変更事項)	変更届	添付書類(※添付書類は全て写し)				備考
		登記事項証明書	測量・コンサル登録等証明書	測量・コンサル登録等証明書	その他	
① 代表者等の変更						※国土交通省北海道開発局測量等競争参加資格審査申請書作成の手引(以下「測量等の手引き」という。)を参照のこと 申請書様式1-1の内容を変更した場合は、下記注意事項に従って提出してください。 [注意事項] ・役職名を変更した場合は、測量等の手引きP21に記載されている役職名から選択してください。 ・代表者を変更した場合は、氏名とその上にフリガナを付記してください。 ※代表者以外の役員(支店長等を含む)は、届出不要です。 ・本社(本店)の住所を変更した場合は、地名にフリガナを付記してください。ただし、都道府県及び地番のフリガナは不要です。
役職名及び代表者氏名の変更	○	△		△		
本社(本店)の変更						
商号又は名称・住所・郵便番号	○	△		△		
電話番号・FAX番号・メールアドレスの変更	○					
② 希望業種区分の追加・辞退		・要 ・辞 ・申 ・退 ・請 ・届 ・書				変更届による追加・辞退はできません。 追加の場合は、新たに随時受付による資格の決定を行うので、別途申請書を提出してください。 (※提出方法は測量等の手引きP68参照)また、辞退の場合は、辞退等届を別途提出してください。
③ 希望部局の追加・辞退	○				申請時の様式(写)に変更事項を朱書きしたもの	資格決定した業種区分の希望部局を変更する場合は、下記書類の写しに変更事項を朱書きで追記又は抹消して提出してください。 <申請時の提出方法> ・インターネット申請・・・測量等実績高② ・紙申請・・・様式1-2
④ 資本・人的関係の変更						資本関係・役員の兼任に関する事項及び国土交通省退職者の再就職状況に関する事項に変更があった場合は、下記書類の写しに変更事項を朱書きで追記又は抹消して提出してください。 なお、資本関係・人的関係の詳細は、測量等の手引き(P38～)をご参照ください。 <申請時の提出方法> ・インターネット申請・・・業態調査・共通 ・紙申請・・・様式2-2 ※申請時に「無」だったものを「有」に変更する場合は、紙申請の提出方法に準ずる。
資本関係に関する事項 役員の兼任に関する事項 ※資本人的関係にある法人等が北海道開発局の有資格者である場合は、双方の変更届の提出が必要です ※取締役はイーホの区分が変更した場合も届出の対象となります	○				申請時の様式(写)に変更事項を朱書きしたもの	

変更した内容 (変更事項)		添付書類(※添付書類は全て写し)				備考
		変更届	証明書 等 の 証明 事項	測量・ 等 の 証明 事項	その他	
⑤ 営業所の変更	名称・住所・郵便番号	○	△		△	申請書様式3の内容を変更した場合は、下記注意事項に従って提出してください。 〔注意事項〕 ・営業所の変更は、次の条件に当てはまる場合のみ提出してください。 ＜変更条件＞ ・常時契約を締結する営業所。 ・指名通知書の送付先の変更は、上記の変更条件を満たしている営業所のみ対象となります。 ・支店長等の変更は、届出不要です。
	電話番号・FAX番号	○				
	追加・廃止	○	○			
	指名通知書の送付先	○				
⑥ 登録を受けている事業の状況	登録事業の更新	×				申請書様式1-1(登録を受けている事業)に変更があった場合は、下記注意事項に従って提出してください。 〔注意事項〕 ・登録事業のうち次の事業が減となり、該当する業務区分を希望していた場合は、変更届に「希望業務区分の減」を追記してください。 ※辞退等届の提出が必要になる場合もあります。 ＜登録事業＞ ○測量業者 → ○測量一般、地図の調整、航空測量 ○建築士事務所 → ○建築一般 ○不動産鑑定業者 → ○不動産鑑定 ○測量事業 ○測量一般、地図の調整、航空測量 ○建築士事務所 ○建築一般 ○不動産鑑定業者 ○不動産鑑定
	登録事業の増減	○	○			
⑦ コンサルタント登録・希望の状況	登録部門の更新	×				申請書様式2-1(登録部門・希望業務区分)の内容に変更があった場合は、下記注意事項に従って提出してください。 〔注意事項〕 ・登録部門に増減がある場合は、「〇〇コンサルタントの登録(の追加)について(通知)」「〇〇コンサルタントの登録の削除について(通知)」の写しを提出してください。 ・希望業務区分の増は、資格決定を受けた業種区分(様式1-2)のみ対象となります。それ以外の業務区分を希望する場合は、新たに随時受付による資格の決定を行うので、該当する希望業種区分を追加して別途申請書を提出してください。 ・希望業務区分の減に伴い、業種区分(様式1-2)に対応する希望業務全てが該当しなくなった場合は、当該業種区分のみ辞退等届での提出となります。
	登録部門の増減	○	○			
	希望業務区分の増減	○				
⑧ 合併等の届出		○				合併等を行った場合は、合併等に伴う契約書、株主総会議事録、登記簿謄本等 合併等を行った場合は、合併等に伴う契約書、株主総会議事録、登記簿謄本を提出してください。なお、詳細については、HPに別途掲載の「合併等を予定されている方へ」をご覧ください。
⑨ 廃業等の届出	廃業(一部廃業)、資格の辞退、合併等による消滅、破産等					変更届による提出はできません。 廃業(一部廃業)、資格の辞退、合併等による消滅、破産等の際は、速やかに辞退等届を提出してください。
	その他(届出対象外)					
⑩	技術者の数、資本金、使用印鑑	×				左記については変更届の内容を反映しておりませんので、提出不要です。
⑪	電子証明書(ICカード)、年間委任状	×				電子証明書(ICカード)及び年間委任状については、関係する各開発建設部契約課(札幌にあっては契約企画課)、北海道開発局開発監理部会計課又は営繕部営繕管理課へお問い合わせください。

間近に入札を控えている等の事情により、早急に変更届の内容を反映させる必要がある場合は、事前に工事管理課企画係までご相談ください。

◎電子メールを利用した随時申請・変更届の提出について

提出方法

- ◎提出が必要な書類は、郵送又は持参による提出書類と同じです。当手引きの該当箇所をご確認ください。
- ※申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。
- ※申請書類は下記の北海道開発局のホームページからダウンロードした様式に必要な事項を記載して提出してください。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>
- ◎申請書以外の添付書類はスキャナーを使用してPDFにしたものを提出してください。
- ◎メール件名を随時申請提出の場合は「(会社名等)資格申請書類の提出」、変更届提出の場合は「(会社名等)変更届の提出」と記載してください。
- ◎メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

提出先

hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp 宛てにファイルを送付してください。

注意事項

- ※必ず下記事項を確認の上申請してください。
- ①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。20MBを超える場合は添付資料を複数のメールに分けて提出してください。
- ②電子メール方式により申請する場合の受付通知は、申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。
- ※メール送信後平日3日を経過しても受付通知メールによるお知らせがない場合は、受付担当にお問い合わせください。
受付担当：北海道開発局 事業振興部 工事管理課 企画係
メール：hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp
電 話：011-709-2311（内線：5480）
- ③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出頂いた場合は、内容確認のため申請窓口から連絡させていただく場合があります。
- ④申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。
- ※追加業種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

第 3 申請書及び作成の方法

第3 申請書及び作成の方法

※申請書の作成に当たっては、必ず「登録申請前の確認」(4ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(9ページ)を確認してください。

1 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出してください。

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
1. 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1		19
	様式1-2		23
	様式1-3		29
2. 業態調書	様式2-1		33
	様式2-2	(注2)	38
3. 営業所一覧表(注2)	様式3		50
4. 技術者経歴書(注3)	様式4		52
5. 測量等実績調書(注3)	様式5		54
6. 登記事項証明書(写しでも可)(注1)(注3)	—		55
7. 登録証明書等(写しでも可)(注1)(注3)	—		55
8. 財務諸表類(1年分)(注3)	—		59
9. 納税証明書その3等(写)	—	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3(未納のないことの証明書)で、対象は法人税、所得税、消費税及び地方消費税で、証明年月日が申請書提出時3ヶ月以内に発行されたものの写しをいいます。	59
10. 委任状(正)(注4)	—		64

※申請書類は、審査基準日(競争参加資格申請をする日の直前の営業年度の終了日)で作成してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

(注1) 原寸大かつ鮮明である写しであること。

(注2) 「2. 業態調書の様式2-2」及び「3. 営業所一覧表」は、上記(※)の記載に関わらず申請日現在で作成してください。

(注3) 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類(財務に関する報告書)の写しの提出があれば、

「４．技術者経歴書」、「５．測量等実績調書」、「６．登記事項証明書（写し可）」、「７．登録証明書等（写し可）」及び「８．財務諸表類（１年分）」の書類の提出を省略できます。

また、申請者が土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「４．技術者経歴書」、「５．測量等実績調書」、「６．登記事項証明書（写し可）」、「７．登録証明書等（写し可）」及び「８．財務諸表類（１年分）」の書類の提出を省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

（注４）「10．委任状（正）」については、行政書士等が代理申請をするときのみ必要となります。

申請書類の提出部数

○定期受付時 正本 1 部

※文書持参方式は完全廃止

※インターネット方式で対応していない申請に限り、電子メール方式又は文書郵送方式で受付

令和 6 年 12 月 2 日（月）～令和 7 年 1 月 15 日（水）まで。

○随時受付時 正本 1 部

※電子メール方式、文書郵送方式又は文書持参方式による。定期受付終了後（令和 7 年 1 月 16 日以降）、随時実施

2 提出書類の様式及び記載要領

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）

[様式1-1]

※この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。

様式1-1		※ 02 受付番号		03 業者コード 21-12345		※ 申請者 04 の規模		05 適格組 合証明		有 ☐ 無 ☒	
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）											
令和7・8年度において、において、貴局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。											
令和00年00月00日 北海道開発局長 殿											
06 本社（店）郵便番号		060-0001		07 法人番号		01234567890123					
08 フリガナ 本社（店）住所		北海道札幌市中央区北1条西13									
09 フリガナ 商号又は名称		（株）開発建設コンサルタント									
10 役職		代表取締役									
フリガナ 代表者氏名		カイハツ 太郎				フリガナ 担当者氏名		ケンセツ 次郎			
12 本社（店）電話番号		011-231-1234				13 担当者電話番号		011-231-1236 (内線番号 789)			
14 本社（店）FAX番号		011-231-1235				15 電子入札用ICカードの登録番号					
16 メールアドレス		kaihatsu-h@mlit.go.jp									
17 申請代理人		申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人氏名									
18 登録を受けている事業											
登録事業名 登録番号 登録年月日 登録事業名 登録番号 登録年月日 登録事業名 登録番号 登録年月日 登録事業名 登録番号 登録年月日 測量業者 第(1)-22222 16年4月14日 建築士事務所 第 年 月 日 建設コンサルタント 第 年 月 日 不動産鑑定業者 第 年 月 日 地質調査業者 第 年 月 日 測量士 第 年 月 日 測量士 第 年 月 日 測量士 第 年 月 日 測量士 第 年 月 日 土地家屋調査士 第 年 月 日 司法書士 第 年 月 日 社説証明事業者 第 年 月 日											
19 設立年月日(和暦)											
明治 小正 昭和 令和 14年04月01日											
20 みなし大企業 ☐ 下記のいずれかに該当する ☒ 該当しない ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業											

※斜文字は記入例

(様式1-1)

項目	記載要領
	<u>提出年月日を記載すること。</u>
01 新規・更新	該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けること。 (1)新規（初めて北海道開発局に資格申請を行った場合） (2)更新（過去に北海道開発局の資格決定を受けたことがある場合）
02 受付番号	記入不要
03 業者コード	「01 新規・更新」欄は、どちらかを○で囲み、更新の場合のみ次のとおり記載すること。 (1)新規の場合・・・記載不要。 (2)更新の場合・・・既存の北海道開発局の業者コード（2桁ハイフン5桁○○-○○○○○○で表示）を記載。
04 申請者の規模	記入不要

項目	記載要領																																										
05 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の有無に○印を付けること。																																										
06 本社（店）郵便番号	○本社（店）所在地の郵便番号を記入すること。																																										
07 法人番号	○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を入力すること。 ※法人番号は、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合があるので、 <u>誤りのないよう正確に</u> 入力すること。 ※個人の場合は、記載を要しない。 ※法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索すること。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/																																										
08 本社（店）住所	○フリガナの欄は、カタカナで記載すること。 ○都道府県名については、フリガナを記載しない。 ○ <u>丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。</u> （例）北海道札幌市北区北8条西2丁目1番22号 → 北海道札幌市北区北8条西2－1－22 北海道函館市大川町1番27号 → 北海道函館市大川町1－27 ○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入すること（測量等業務を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所の住所を記載する。名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しない。）。 ○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載すること。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載すること。																																										
09 商号又は名称	○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入すること。 ○フリガナの欄は、商号名称のフリガナをカタカナで記載する。ただし、株式会社等法人の種類を表わす略号（（株）、（有）等）については、フリガナは記載しない。 <table><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr><tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	種類	略号	種類	略号	種類	略号	一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																						
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																																						
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																																						
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																																						
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																						
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）																																						
公益社団法人	（公社）																																										

項目	記載要領																			
	○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。																			
10 役職・代表者氏名	【役職】 ○下記の役職名のうちから一つを選択して記載すること。 <table><tr><td>・取締役</td><td>・取締役社長</td><td>・代表取締役</td><td>・代表取締役社長</td></tr><tr><td>・代表取締役副社長</td><td></td><td>・代表社員</td><td>・代表者</td><td>・代表理事</td></tr><tr><td>・理事長</td><td>・社長</td><td>・副社長</td><td colspan="2">・無限責任社員</td></tr><tr><td>・管財人</td><td>・会長</td><td colspan="3"></td></tr></table> ○個人若しくは該当のない場合は、「代表者」を選ぶこと。 【代表者氏名】 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字あけること。 ○外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載すること。	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長		・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員		・管財人	・会長			
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長																	
・代表取締役副社長		・代表社員	・代表者	・代表理事																
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員																	
・管財人	・会長																			
11 担当者氏名	※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入すること。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字あけること。																			
12 本社（店）電話番号 13 担当者電話番号 14 本社（店）FAX番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。 ○担当者電話番号を必ず記載すること。また、必要があれば内線番号も記入すること。 ○本社（店）FAX番号がない場合は、「なし」と記載すること。																			
15 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要																			
16 メールアドレス	○資格決定通知書の送付先として使用するほか、競争参加資格に関する照会等でも使用することがある。 ○契約を担当する部署の共有アドレスなど、常用しているもので、担当者の異動等による変更の頻度が少ないメールアドレスを記載すること。 ※上記によりがたいときは申請担当者個人のメールアドレスでも可 ※資格決定通知書は代理受領できないため、行政書士のメールアドレスは不可。																			
17 申請代理人	※代理申請をする場合には、<u>64</u>ページを必ず確認すること。 ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。 ※申請者の職員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要である。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。																			

項目	記載要領																				
18 登録を受けている事業	○次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載すること。 なお、記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書、現況報告書等の写しが必要となる。（添付すべき書類の詳細は54ページ参照。） <table> <tr> <td>測量業者</td><td>○測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>建築士事務所</td><td>○建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td><td>○建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>地質調査業者</td><td>○地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td><td>○補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td><td>○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td><td>○土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。</td></tr> <tr> <td>司法書士</td><td>○司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>計量証明事業者</td><td>○計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。</td></tr> <tr> <td>空白の欄</td><td>○その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載すること。</td></tr> </table>	測量業者	○測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。	建築士事務所	○建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。	建設コンサルタント	○建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。	地質調査業者	○地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。	補償コンサルタント	○補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。	不動産鑑定業者	○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。	土地家屋調査士	○土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。	司法書士	○司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。	計量証明事業者	○計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。	空白の欄	○その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載すること。
測量業者	○測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。																				
建築士事務所	○建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。																				
建設コンサルタント	○建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。																				
地質調査業者	○地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。																				
補償コンサルタント	○補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合。																				
不動産鑑定業者	○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。																				
土地家屋調査士	○土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。																				
司法書士	○司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。																				
計量証明事業者	○計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。																				
空白の欄	○その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載すること。																				
19 設立年月日（和暦）	○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。 （個人については、記載を要しない。）																				
20 みなし大企業	○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「 ☐ 下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「 ☐ 該当しない」にチェックを入れること。																				

[様式 1 - 2]

様式 1 - 2

※ 受 付 番 号

業 者 コー ド 21-12345

21 測量等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局											
	年 月 年 月 月 月 月 (千円)	〇〇年△月 から 〇×年〇月 まで (千円)	年 月 年 月 月 月 月 (千円)	〇×年△月 から ××年〇月 まで (千円)		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	合 計
						札幌市 建設局	小樽市 建設局	旭川市 建設局	室蘭市 建設局	釧路市 建設局	帯広市 建設局	網走市 建設局	留萌市 建設局	稚内市 建設局	本 局		
① 測量		258,300		263,100	260,700	〇〇						〇					3
② 土木関係コンサルタント		329,500		351,250	340,375	〇〇						〇					3
③ 建築関係コンサルタント																	
④ 補償関係コンサルタント		109,000		89,480	99,240	〇〇											2
⑤ 地質調査		0		0		〇〇											2
そ の 他		24,000		48,000	36,000	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計		720,800		751,830	736,315	4	4					2					10

22 有資格者数 (人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築設計士 (建築技師資格者)	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補
						6	1	28	7			3

技術士

総合技術監理部門 (土質及び基礎、地 質を除く)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術監理部門 (土質及び基礎、地 質)	建設部門 (土質及び基礎)	応用理学部門 (地質)
						6						10

第一種電気 主任技術者	第一種伝送交 換主任技術者	線路主任技術者	A P E C エンジニア	R C C M	細地かんがい 技 士	地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士
					2					

※斜文字は記入例

※ 平成31・32年度から、業種区分「測量」と「航空測量」を統合し、「測量」として
います。そのため、「航空測量」の実績高は「測量」に計上してください。

(様式 1 - 2)

項目	記載要領												
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。												
21 測量等実績高	○「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「①競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、<u>希望する業種についてのみ記載</u>すること。 ○測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、<u>実績がない業種を希望する場合には「0」を記載</u>すること。 ○「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の欄には、次の金額にかかる実績を記入すること。 <table><tr><th>申請者</th><th>記入する金額</th></tr><tr><td>普通法人</td><td>決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td></tr><tr><td>一般社団法人等</td><td>収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td></tr><tr><td>個人(青色申告)</td><td>確定申告控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」</td></tr><tr><td>個人(白色申告)</td><td>確定申告書控えの収入金額等欄の「営業」金額</td></tr><tr><td>組合</td><td>決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額</td></tr></table>	申請者	記入する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人(青色申告)	確定申告控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」	個人(白色申告)	確定申告書控えの収入金額等欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記入する金額												
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額												
一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額												
個人(青色申告)	確定申告控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」												
個人(白色申告)	確定申告書控えの収入金額等欄の「営業」金額												
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額												

項目	記載要領
	※各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを記入すること（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合もある）。
21 測量等実績高 ①競争参加資格希望業種区分	○競争参加を希望する業種区分の番号に○印を付けること。各業種区分に含まれる業務の内容については10ページ参照。
21 測量等実績高 ②直前2年度分決算	○直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入すること。 ○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。 ※消費税を含まない額を記入し、千円未満は四捨五入すること。
21 測量等実績高 ③直前1年度分決算	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日。Q-12 71ページ参照。）において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入すること。 ○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。 ※消費税を含まない額を記入し、千円未満は四捨五入すること。
21 測量等実績高 ④直前2ヶ年間の年間平均実績高	○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入すること。（両決算の合計を2で除して得た数値） ※合計欄には縦の金額の合計を記入すること。 ※消費税を含まない額を記入し、千円未満は四捨五入すること。 ※直前2ヶ年の間に、創業や事業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定すること。 例1）事業年度を変更したため、審査基準日の直前2ヶ年間に含まれる各事業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合 The diagram shows a horizontal timeline with vertical markers. Above the timeline, three periods are bracketed and labeled: 'C' (12 months), 'B' (12 months), and 'A' (9 months). Below the timeline, four vertical markers are labeled '決算日' (Settlement Date). The first three markers correspond to the end of periods C, B, and A respectively. The fourth marker is further to the right and is labeled '審査基準日' (Review Benchmark Date). 直前2年の各事業年度の合計月数・・・ (A + B = 21ヶ月) 不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 - 21 = 3ヶ月 計算式 $\frac{A + B + (C \times 3/12)}{2} =$ 直前2ヶ年間の年間平均実績高 例2）新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合 計算式 各事業年度の実績高の合計額 $\times 1/2$ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高

項目	記載要領
	例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合 ⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限る。）も実績高に含める。
21 測量等実績高 ⑤ 申請を希望する部局	○希望業種区分ごとに登録を申請する部局の欄に「○」印を付すこと。 ○合計欄には、「○」印の数を記載すること。 ※<u>全ての入札方式において、参加する可能性のある部局には、必ず「○」を付してください（全て付けていただいてもかまいません）。</u> ※<u>「○」を付していない部局については、入札参加の希望をしていないと見なされ、「○」をしていない部局の案件に参加した場合に、無効（失格）となることがあるので注意すること。</u>
22 有資格者数（人）	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している職員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記載すること。 ○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。さらに、技術士等で、同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ記載すること。ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。 1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計の両方交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。 ※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができるものとする。 ※記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限る。 技術者経歴書（様式4（52ページ参照））の内容と一致させること。 ※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。 ※「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記載する。 ※有資格者数欄に掲げる資格等の定義について、詳しくは別表（27ページ参照）を参照のこと。（「22 有資格者数」欄に記載されている有資格が、全て総合点数の審査対象となるわけではない。）

項目	記載要領																																					
	※技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、下の表を参考にして、十分注意して記入すること。 ※工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者は外してカウントすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有資格者数欄</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合技術監理部門 (土質及び基礎、地質を除く)</td><td>以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)</td></tr> <tr> <td>建設部門</td><td>「土質及び基礎」以外の選択科目</td></tr> <tr> <td>農業部門</td><td>「農業農村工学」</td></tr> <tr> <td>森林部門</td><td>「森林土木」</td></tr> <tr> <td>水産部門</td><td>「水産土木」</td></tr> <tr> <td>上下水道部門</td><td>全選択科目</td></tr> <tr> <td>衛生工学部門</td><td>全選択科目</td></tr> <tr> <td>電気電子部門</td><td>全選択科目</td></tr> <tr> <td>機械部門</td><td>「流体機器」「機構ダイナミクス・制御」「機械設計」</td></tr> <tr> <td>情報工学部門</td><td>全選択科目</td></tr> <tr> <td>総合技術監理部門 (土質及び基礎、地質)</td><td>下記「建設部門」「応用理学部門」欄に記載の選択科目</td></tr> <tr> <td>建設部門 (土質及び基礎)</td><td>建設部門のうち「土質及び基礎」</td></tr> <tr> <td>応用理学部門 (地質)</td><td>応用理学部門のうち「地質」</td></tr> </tbody> </table> ※平成30年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表右に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表左に対応する有資格者数欄に人数を計上すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上する有資格者数欄</th><th>平成30年度以前第二次試験選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合技術監理部門</td><td>以下の「農業部門」「機械部門」欄に記載の選択科目</td></tr> <tr> <td rowspan="2">機械部門</td><td>流体工学</td></tr> <tr> <td>交通・物流機械及び建設機械</td></tr> <tr> <td>農業部門</td><td>農業土木</td></tr> </tbody> </table>	有資格者数欄	選択科目	総合技術監理部門 (土質及び基礎、地質を除く)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)	建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目	農業部門	「農業農村工学」	森林部門	「森林土木」	水産部門	「水産土木」	上下水道部門	全選択科目	衛生工学部門	全選択科目	電気電子部門	全選択科目	機械部門	「流体機器」「機構ダイナミクス・制御」「機械設計」	情報工学部門	全選択科目	総合技術監理部門 (土質及び基礎、地質)	下記「建設部門」「応用理学部門」欄に記載の選択科目	建設部門 (土質及び基礎)	建設部門のうち「土質及び基礎」	応用理学部門 (地質)	応用理学部門のうち「地質」	計上する有資格者数欄	平成30年度以前第二次試験選択科目	総合技術監理部門	以下の「農業部門」「機械部門」欄に記載の選択科目	機械部門	流体工学	交通・物流機械及び建設機械	農業部門	農業土木
有資格者数欄	選択科目																																					
総合技術監理部門 (土質及び基礎、地質を除く)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)																																					
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目																																					
農業部門	「農業農村工学」																																					
森林部門	「森林土木」																																					
水産部門	「水産土木」																																					
上下水道部門	全選択科目																																					
衛生工学部門	全選択科目																																					
電気電子部門	全選択科目																																					
機械部門	「流体機器」「機構ダイナミクス・制御」「機械設計」																																					
情報工学部門	全選択科目																																					
総合技術監理部門 (土質及び基礎、地質)	下記「建設部門」「応用理学部門」欄に記載の選択科目																																					
建設部門 (土質及び基礎)	建設部門のうち「土質及び基礎」																																					
応用理学部門 (地質)	応用理学部門のうち「地質」																																					
計上する有資格者数欄	平成30年度以前第二次試験選択科目																																					
総合技術監理部門	以下の「農業部門」「機械部門」欄に記載の選択科目																																					
機械部門	流体工学																																					
	交通・物流機械及び建設機械																																					
農業部門	農業土木																																					

別 表

業 種 区 分	X (5点)	Y (2点)
測量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けているものを除く。)
土木関係コンサルタント	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器」、「機構ダイナミクス・制御」及び「機械設計」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、情報工学部門又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)に合格、または総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者 アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCM資格試験に合格し、登録を受けている者 一般社団法人畑地農業振興会の行う畑地かんがい技士試験に合格し、認定を受けている者
建築関係コンサルタント	建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、同法による1級建築士の免許を受けている者(構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。)及び同法施行規則による建築設備士である者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。)、公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験(建築積算資格者試験)に合格し、登録を受けている者

業 種 区 分	X (5点)	Y (2点)
補償関係コンサルタント		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

※ 総合点数の審査対象となる有資格者は、それぞれの業種区分の「X」「Y」欄に記載のものに限られる。

※ ただし、平成30年度以前に技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）に合格、または総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者は、土木関係建設コンサルタント業務における「X」欄に記載されている総合点数の審査対象となる有資格者に該当するものとみなす。

[様式1－3]

様式1－3

※ 受付番号

業者コード21-12345

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
河川・港湾・防波堤及び埋立	空港・海浜・防波堤	電力・土木	道路	鉄道	工業用水道及び下水道	上下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び建築	地盤・基礎	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築	土木・建築

24 自己資本額

区分	直前決算時(千円)
①(うち外国資本)株主資本	35,000
②評価・換算差額等	195,255
③新株予約権	0
④株式引受権	0
⑤計(P)	230,255

25 損益計算書

税引前当期利益(千円)
①流動資産(千円)(m)
②流動負債(千円)(n)
③固定資産(千円)(Q)
④総資本額(千円)(R)

26 貸借対照表

①資産本純利益率(S/R×100)	(%)
②流動比率(m/n×100)	(%)
③自己資本固定比率(P/Q×100)	(%)

27 経営比率

①創業	S48年4月1日
②休業期間又は転(廃)業の期間	S60年7月5日からS63年5月31日まで
③現組織への変更	年 月 E
④営業年数	4 2 年

28 外資状況

1 外国籍会社	3 日本国籍会社
[国名:]	[国名:]
2 日本国籍会社	(外資比率: %)
[国名:]	[国名:]
(外資比率: 100%)	(外資比率: %)

29 営業年数等

①創業	S48年4月1日
②休業期間又は転(廃)業の期間	S60年7月5日からS63年5月31日まで
③現組織への変更	年 月 E
④営業年数	4 2 年

30 常勤職員の数(人)

①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④計	⑤役員等
112	11	12	135	10

※⑤は④の内数

※斜文字は記入例

(様式1－3)

項目	記載要領
受付番号、業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	記入不要
24 自己資本額	○「直前決算時」の欄については、審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）における自己資本額を記載すること。 ※千円未満は切り捨てること。 ※一般社団法人については、31ページ（参考）による。
24 自己資本額 ①株主資本	○「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載すること。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額） ○外資系企業の場合には、「① 株主資本」の株主資本のうち外国資本の（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。 ○「① 株主資本」の株主資本のうち資本金欄の（ ）内に払込済資本金の額を内数で記載すること。払込済資本金の金額は、有限

項目	記載要領
	会社の場合は出資払込金の額、組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込済資本金、個人の場合は期首資本金の額を入力すること。 ○組合にあっては、組合の基本財産と組合員の払込済資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。 ○個人にあっては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載すること。 ○個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま「⑤ 計（P）」も同じ金額が入る。 ○個人（白色申告）の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。 ※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入する。
24 自己資本額 ②評価・換算差額等	○「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計額を記載すること。
24 自己資本額 ③新株予約権	○「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。
24 自己資本額 ④株式引受権	○「④ 株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載すること。
25 損益計算書 26 貸借対照表 27 経営比率	記入不要
28 外資状況	○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。 ○「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
29 営業年数等	○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間を記載すること。 ※1年未満の端数は、これを切り捨てる。 ※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができる。その場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付すること。証明ができない場合は、19 設立年月日に記載の年月日を記載すること。 ※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は

項目	記載要領
	消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとする。
30 常勤職員の数	○「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において、常時雇用している職員のうち専ら測量等業務に従事している職員の数を記載し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載すること。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記載すること。 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントすること。 ○「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること（なお、法人における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。）。 ○「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。 ※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと（「22 有資格者数」欄も同様）。 ※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、資格決定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。 ※該当の職員がいない場合は「0」を記入すること。

（参考）一般社団法人等における自己資本額

一般社団法人等の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」をみながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	(うち外国資本)	
	①株主資本	(1)
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
	④株式引受権	(4)
	⑤計 (P)	(5)

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	登記簿謄本
(1)	基本財産		基本財産	
(2)	(5) - (1)			
(3)	必ず「0」			

(4)	必ず「0」			
(5)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記（１）において、社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

[様式 2 - 1]

※斜文字は記載例

本表に記載された業務区分の希望は、発注等に際して参考とされますので、記載に当たっては十分に注意してください。

※土木関係コンサルタントのうち建設コンサルタント及び、補償関係コンサルタントのうち補償コンサルタントの業務内容については、36ページ以降を参照してください。

※平成31・32年度から、業種区分「測量」と「航空測量」を統合し、「測量」としています。そのため、業務区分「航空測量」を希望する場合は、業種区分「測量」の中の「航空測量」に「○」印を付すこと。

(様式 2 - 1)

項目	記載要領														
受付番号、業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。														
測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）における会社コード	○TECRISに登録をしている場合のみ記載すること。 ○企業IDは、コリンズ・テクリスシステムにログインして画面の左上に記載してあるアルファベットのKから始まる10桁の番号です。 旧システムで実績登録した企業IDについては、旧システムで附番された「8桁の会社コード」が「企業ID」になります。 ※当該「会社コード」が分からない場合にあっては、次の問合せ先に確認すること。 （一財）日本建設情報総合センター[JACIC]内 コリンズ・テクリスセンター テクリス問い合わせ担当 TEL 03-3505-0440														
公共建築設計者情報システム（PUBDIS）における会社コード	○PUBDISに登録している場合のみ記載すること。 ○PUBDISもTECRIS同様、記載する会社コードは、登録時において（一社）公共建築協会より返信された会社コード（8桁）を記載すること。 ※紛失等により当該「会社コード」が分からない方にあっては、次の問合せ先に確認すること。 （一社）公共建築協会公共建築設計者情報センター TEL 03-3523-0385														
登録部門及び希望業務の確認	○「登録」の欄は、建設コンサルタント及び補償コンサルタントの登録を受けている部門全てに「○」印を付すこと。 ○「希望」の欄は、申請者が希望する業務区分に「○」印を付すこと。 ※国土交通省北海道開発局の測量等業務の業種区分のうち、次の業務区分を希望する方は、それぞれ、 <u>測量法第55条</u> 、 <u>建築士法第23条</u> 、 <u>不動産の鑑定評価に関する法律第22条</u> による登録が必要となり、次の証明書等（写しでも可）が必要となる（前記にかかる登録を受けていない場合は、 <u>当該業務の申請を希望することはできない</u> ）。														
<table><tr><th>業種区分</th><th>業務区分</th><th>必要な証明書</th></tr><tr><td rowspan="3">測量</td><td>測 量 一 般</td><td rowspan="3">測量業者登録証明書</td></tr><tr><td>地 図 の 調 整</td></tr><tr><td>航 空 測 量</td></tr><tr><td>建築関係 コンサルタント</td><td>建 築 一 般</td><td>建築士事務所登録証明書</td></tr><tr><td>補償関係 コンサルタント</td><td>不 動 産 鑑 定</td><td>不動産鑑定業者であることを証する書面</td></tr></table> ※上記登録証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、<u>証明年月日が申請書提出時の3か月以内</u>のものとしております。 ※申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、提出を省略すること		業種区分	業務区分	必要な証明書	測量	測 量 一 般	測量業者登録証明書	地 図 の 調 整	航 空 測 量	建築関係 コンサルタント	建 築 一 般	建築士事務所登録証明書	補償関係 コンサルタント	不 動 産 鑑 定	不動産鑑定業者であることを証する書面
業種区分	業務区分	必要な証明書													
測量	測 量 一 般	測量業者登録証明書													
	地 図 の 調 整														
	航 空 測 量														
建築関係 コンサルタント	建 築 一 般	建築士事務所登録証明書													
補償関係 コンサルタント	不 動 産 鑑 定	不動産鑑定業者であることを証する書面													

項目	記載要領
	ができます。 また、申請者が土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、提出を省略することができます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。 ※現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。 ※測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

参 照

	業務区分	業務の内容
土木関係コンサルタントのうち建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋	治水水利計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
	港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
	鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
	下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
	農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
	廃棄物	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理
	造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	都市計画及び地方計画	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	地質	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言
	土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	施工計画・施工設備及び積算	事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理又は工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント

	業務区分	業務の内容
	建設環境	前記「上水道及び工業用水」から「廃棄物」を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
	機械	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理
	電気電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
補償関係コンサルタントのうち補償コンサルタント	土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
	土地評価	土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務。残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
	物件	木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務。木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務
	機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
	営業補償・特殊補償	営業補償に関する調査及び補償金算定業務。漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
	事業損失	事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等に関する調査及び費用負担の算定業務
	補償関連	事業に対する地域住民の意向に関する調査及び公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査、その他これらに関する調査業務。補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務。起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料（事業認定申請図書(案)）の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等業務
	総合補償	公共用地取得計画図書の作成業務。公共用地取得に関する工程管理業務。補償に関する相談業務。関係住民等に対する補償方針に関する説明業務。関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務。

[様式 2 - 2]

【作成が必要な方】

- すべての申請者
- 該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「レ」を付してください。（この場合、この項目以外は空欄としてください。）

「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について」（平成27年3月23日付け北開局工管第308号）〔最終改正 平成30年9月28日付け北開局工管第127号〕により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、本調書に必要事項をご記入ください。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社等に関する事項（商号名称、本店住所等）
- 申請者の子会社等に関する事項（建設業許可番号、商号名称）
- 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

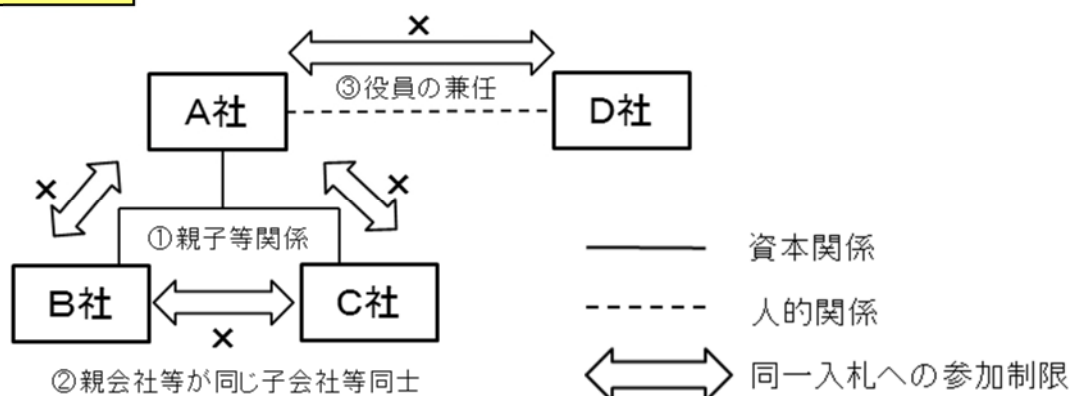
※申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

【基準】

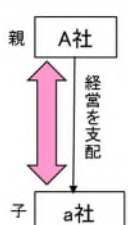
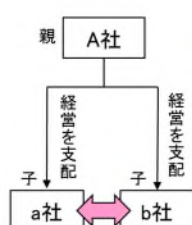
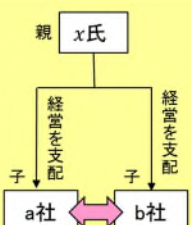
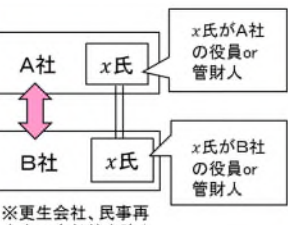
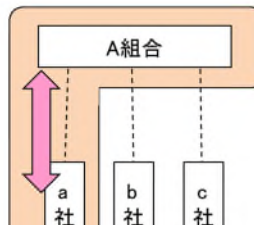
- ①親会社等と子会社等の二者
 - ②親会社等を同じくする子会社等同士
 - ③役員の兼任
 - ④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）
（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員
- ※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。
※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図



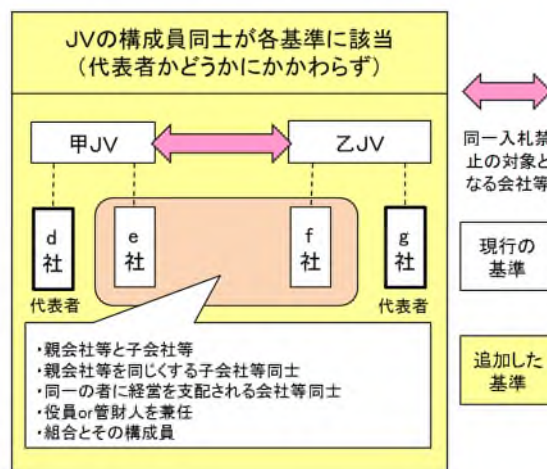
【詳細イメージ図（H29H30から着色部分が追加されております。）】

資本・人的関係のある者の同一入札禁止について(基準の一部改正)

資本関係			人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等と同じく する子会社等同士	同一の者に 経営を支配される 会社等同士	役員or管財人を兼任	組合とその構成員 など
			 ※更生会社、民事再生中の会社等を除く。	

「経営を支配」とは
① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の計算で所有※1 ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当 イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超 ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3 ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在 ニ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超 ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在 ③ 自己所有等議決権割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
 (会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の2)



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等間士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

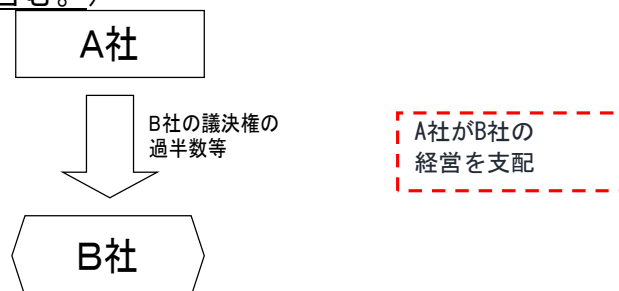
- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I (①親会社等と子会社等の関係)

A社は、B社の「親会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)及び個人を含む。)



B社は、A社の「子会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)を含

(業態調書に記入する対象会社)

ケース I における業態調書への記入について、

A社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

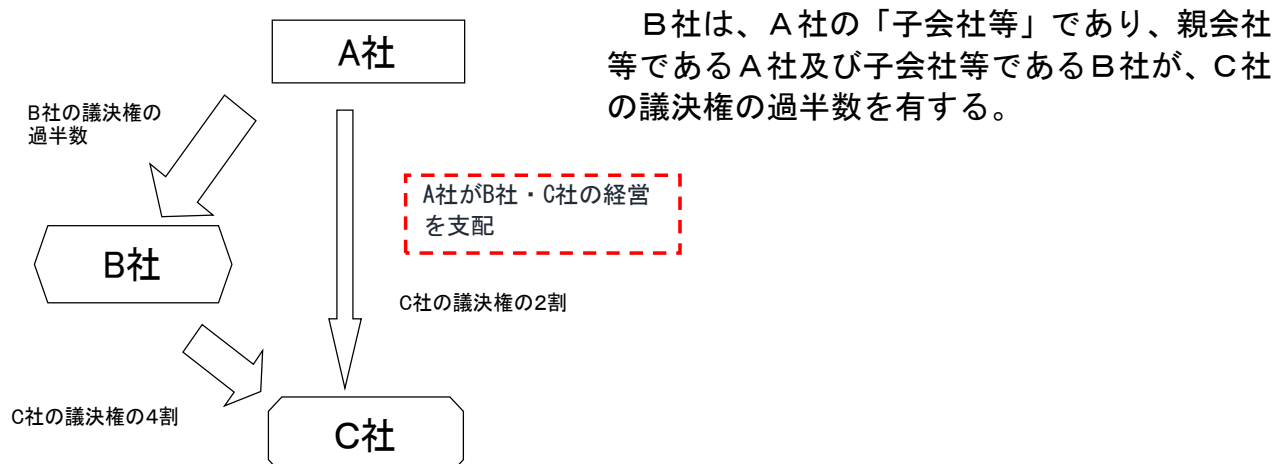
※以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合	—	B社

※親会社等は、北海道開発局が発注する測量等業務の業種区分・業務内容を営む者に限らず、持株会社等(個人株主を含む)も記載の対象となります。

※民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

ケース II (①親会社等と子会社等の関係)

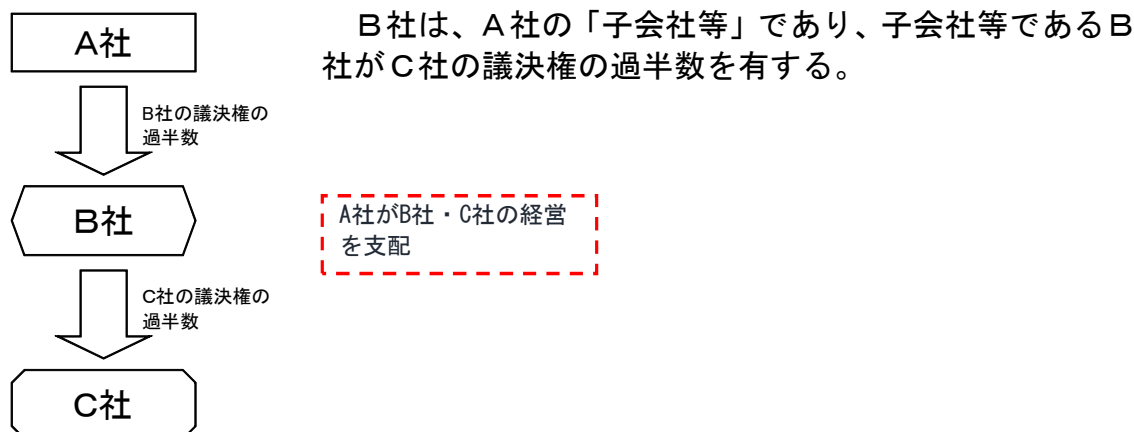


B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

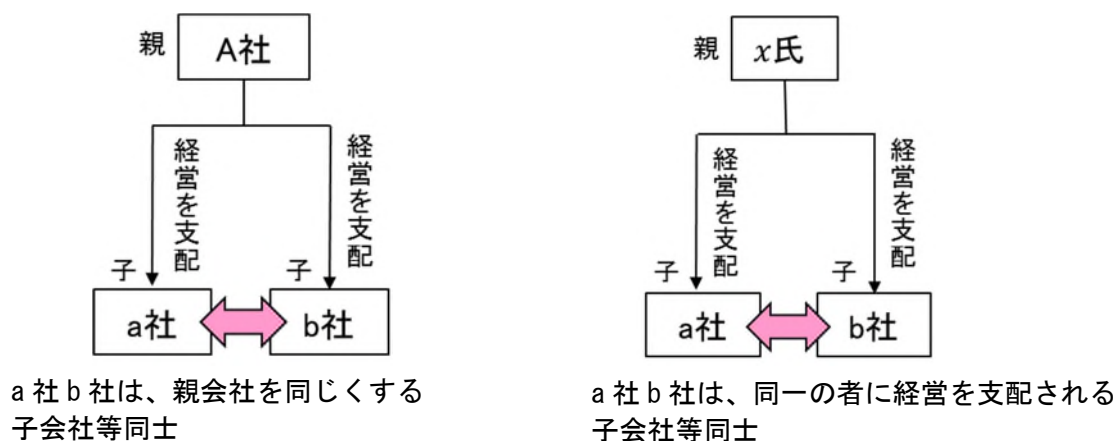
ケース Ⅲ (①親会社等と子会社等の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	C 社
C 社	A 社、B 社	—

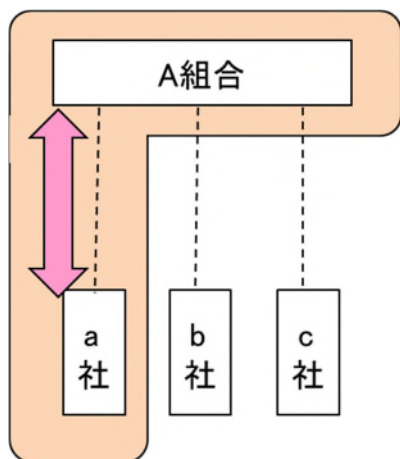
ケース Ⅳ (②親会社等を同じくする子会社等同士の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a 社	A 社もしくは x 氏	—
b 社	A 社もしくは x 氏	—
A 社	—	a 社・ b 社
x 氏	—	a 社・ b 社

ケース V (④その他 (組合とその構成員等))



組合の構成員 (a 社・b 社・c 社) は、資本
人的関係の有無に関わらず、組合 (A 組合)
を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入
すること。

(業態調書に記入する対象会社等)

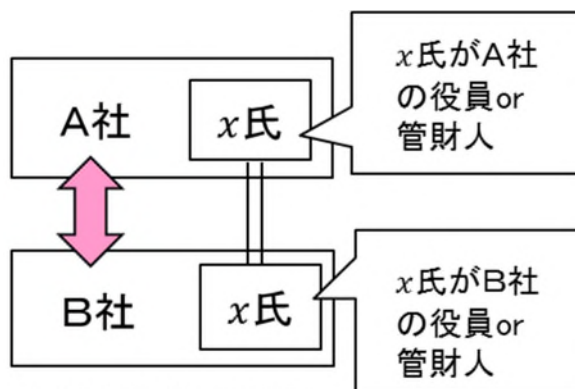
申請者	親会社等・所属する組合 欄	子会社等欄
a 社・ b 社・ c 社※	A 組合	—

※JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準（ケースⅠ～ケースⅣ等）に該当する場合は、同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任 関係】

○役員の定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



x氏が役員を兼任、x氏が役員と管財人を兼任及び
x氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

※更生会社、民事再生中の会社等を除く。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

様式 2 - 2

様式 2 - 2

※ 受付番号

業 者 コード

21-12345

業 態 調 書（測量等）

該当の有無について

有

無

資本関係に関する事項

親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。）・所属する組合

1 法人番号

1234567890123

本店電話番号（代表）

011-709-2311

組合を記載した場合 親会社等

所属する組合

更生会社・再生手続中の会社

商号又は名称

(株) 開発建設コンサルタント

本店住所

北海道札幌市北区北8条西2-1

親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。）・所属する組合

2 法人番号

2345678901234

本店電話番号（代表）

011-709-2312

組合を記載した場合 親会社等

所属する組合

更生会社・再生手続中の会社

商号又は名称

(業) 札幌測量組合

本店住所

北海道札幌市北区北8条西2-2

子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの。）

法人番号

3456789012345

商号又は名称（40文字以内）

(株) ソクリョウ

法人番号

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

商号又は名称（40文字以内）

役員の兼任に関する事項

役職名

氏名

兼任先の法人番号

兼任先の商号又は名称（40文字以内）

兼任先での役職

1 代表取締役

北海 道太

3456789012345

(株) ソクリョウ

取締役イ

2

3

4

5

6

7

8

9

10

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。

2. 資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社については北海道開発局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を記載の対象とする（有資格業者であるかは問わない）。

3. 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。

4. 役員の兼任に関する事項については、北海道開発局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする（有資格業者であるかは問わない）。役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「取締役ヘ」、「取締役コ」のいずれかを記載する。

「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は以下のとおり。

取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役

取締役ハ：社外取締役

取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

取締役ホ：上記イからロに掲げる者以外の取締役

※斜文字は記載例

※本表は申請日現在で作成すること。

（様式 2 - 2）

項目	記載要領									
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。									
該当の有無について	○該当する項目に「レ」を付すこと。 ○「資本関係に関する事項」及び「役員の兼任に関する事項」に該当する項目が無い場合には、「無」に「レ」を付すこと。									
親会社等・所属する組合	○申請者の親会社等・所属する組合について記入すること。 <u>組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には親会社等欄に「レ」を付し、所属する組合の場合には所属する組合欄に「レ」を付すこと。</u> <table><tr><td>(A組合を記載した場合の記入例)</td><td>A組合が親会社等である</td><td>A組合が親会社等でない</td></tr><tr><td>A組合に所属している</td><td>親会社等に☑、所属する組合に☑</td><td>所属する組合に☑</td></tr><tr><td>A組合に所属していない</td><td>親会社等に☑</td><td></td></tr></table> ※<u>親会社等（組合（JVを含む）及び個人を含む）は、北海道開発局が発注する測量等業務の業種区分・業務内容を営む者に限らず、持株会社等（個人株主を含む）も記載の対象となる。</u> ※申請者が組合に所属している場合は、資本人的関係の有無に関わらず、当該組合について記載すること。 ※親会社等・所属する組合が3社以上ある場合には、選択様式1－2	(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない	A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑	A組合に所属していない	親会社等に☑	
(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない								
A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑								
A組合に所属していない	親会社等に☑									

項目	記載要領																																				
	を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての親会社等について記載すること。 <u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがある</u> ので注意すること。 <u>※該当する親会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載すること。</u>																																				
親会社等 －法人番号	○親会社等の法人番号を記載すること。 ※親会社等が個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には、記載を要しない。																																				
親会社等・所属する組合 －本社(店)電話番号 （代表）	○親会社等・所属する組合の代表の電話番号を記入すること。 ○親会社等が個人である場合は、記載を要しない。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。																																				
親会社等・所属する組合 －更生会社・再生 手続中の会社等	○当該親会社等が会社更生法第2条第7項に規定する <u>更生会社</u> （以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する <u>再生手続中の会社</u> （以下「再生手続中の会社」という。） <u>である場合には、「○」印を付すこと。</u>																																				
親会社等・所属する組合 －商号又は名称	<u>※該当する親会社等・所属する組合がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載すること。</u> ○親会社等・所属する組合の商号又は名称を記入すること。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の氏名を記入する。氏名については、姓と名前との間を1文字あけること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入すること。 <table><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr><tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr><tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																																
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																																
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																																
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）																																
公益社団法人	（公社）																																				
親会社等・所属する組合 －本社（店）住所	○丁目、番地は数字で、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。 ○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載すること。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載すること。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の住所を記載すること。 <u>（都道府県・市区町村までの記載とする）</u>																																				
子会社等	○申請者の子会社等について記入すること。 ※北海道開発局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区																																				

項目	記載要領
	分・業種内容を営む者を記載対象とする。ただし、有資格業者であるかを問わない。 ※子会社等が21社以上ある場合には、様式2-2を複数枚使用する か、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての子会社等 について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が 取り消されることがある</u>ので注意すること。 ※<u>更生会社又は再生手続中の会社等でも有効な支配従属関係が存在 しないと認められるもの以外は記載の対象となる。（記入の対象外 であった場合も当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直 ちに変更届を提出すること。）</u> ※<u>該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記 入すること。</u>
子会社等 －法人番号	○子会社等の法人番号を記載すること。 ○子会社等が法人番号の通知を受けていない場合には、記載を要しな い。
子会社等 －商号又は名称	※<u>該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記 入すること。</u> ○子会社等の商号又は名称のうち、<u>初めから40文字分のみ</u>を記入す ること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社等・所属す る組合一商号又は名称欄の説明を参照すること。
役員の兼任	○申請者の役員のうち、北海道開発局が発注する測量・建設コンサル タント等業務の業種区分・業種内容を営む者（ただし、有資格業者 であるかを問わない。）<u>の役員を兼任している役員</u>（以下「兼任役員」 という。）について記入すること。 ※<u>申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続中の会社等で、 「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外 であるため、記載しないこと。（ただし、当該会社がこれらに該当 しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。）</u> ※<u>該当する役員がいない場合には、氏名欄に「なし」と記載すること。</u> ※役員の兼任が11人以上ある場合には、様式2-2を複数枚使用す るか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての兼任役 員について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が 取り消されることがある</u>ので注意すること。
役員の兼任 －役職名	○兼任役員の申請者における役職を記入すること。 ○<u>「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取 締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、 「管財人」、又は「その他」のいずれかを記入すること。</u> ※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する 場合には、上記のうち該当するものを記入すること。 例）代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役（後述「取締役ロ」）が執行 役を兼任している場合には、「執行役」として記載すること。 <u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平 成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該</u>

項目	記載要領
	<u>当しませんが</u>、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とします。 「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は以下の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいう。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※「理事」には、理事長を含む。
役員の兼任 －氏名	※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載すること。 ○兼任役員の氏名を記入すること。 ○氏名については、姓と名前との間を1文字空けること。
役員の兼任 －兼任先の法人番号	○兼任役員の兼任先の法人番号を記載すること。 ○兼任役員の兼任先が法人番号の通知を受けていない場合には、記載を要しない。
役員の兼任 －兼任先の商号又は 名称	○兼任役員の兼任先の商号又は名称のうち、<u>初めから40文字分のみ</u>を記入すること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社等・所属する組合－商号又は名称欄の説明を参照の上、全角文字として記入すること。 ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。
役員の兼任 －兼任先での役職	○兼任役員の兼任先における役職を記入すること。 ○<u>「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、「その他」のいずれかを記入</u>すること。 ※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入すること。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役（「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載すること。 <u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しませんが</u>、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とします。 「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取

項目	記載要領
	締役ホ」の内容は以下の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいう。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※「理事」には、理事長を含む。

(3) 営業所一覧表
[様式3]

様式3

※ 受 付 番 号

業 者 コー ド21-12345

営 業 所 一 覧 表

番 号	営 業 所 名 称	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号 (上 段)	指 名 通 知 発 送 を 希 望 す る 部 局
				F A X 番 号 (下 段)	
0	本店	060 004	北海道札幌市中央区北1条西13	011-709-1234 011-231-1235	札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・ ☒ 網走・留萌・稚内・本局
1	函館支店	070 081	北海道函館市大川町19-85	0138-42-0000 0138-42-0001	札幌・ ☒ 函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局
		--			札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内・本局

記載要領

1 本表は、申請日現在で作成すること。

2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する支店等営業所の名称を記載すること。

3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。

4 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「-（ハイフン）」で区切ること。

5 「指名通知発送を希望する部局」の欄には、その営業所に対応する指名通知の発送を希望する部局名に○印を付すること。

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成してください。

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

(様式 3)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
番号	○一番最初に本店を記載し、「0」と記入すること。 ○以降の営業所については、1 から連番を記載すること。
営業所名称	○申請を希望する部局と <u>常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称</u> を記載すること。 ○本店等（測量等業務を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所）を一番最初に記載すること。名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しない。 ○支店等営業所の場合、名称欄には、商号又は名称を省くこと。 （例）（株）開発建設コンサルタントの旭川支店の場合 名称の欄には「旭川支店」と記載する。 ○支店・営業所の名称は重複しないこと。
所在地	○所在地を <u>都道府県名から記載すること</u> 。 ○丁目、番地は「－（ハイフン）」により省略して記載すること。
電話番号（上段） FAX番号（下段）	○上段には電話番号、下段にはFAX番号を記載すること。 ○市外局番、市内局番及び番号は「－（ハイフン）」で区切ること。 ○FAX番号が無い場合は、「なし」と記載すること。
指名通知発送を希望する部局	○「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する指名通知発送を希望する部局に「○」印を付すこと。 ○ <u>様式1－2の「申請を希望する部局」欄で希望した全ての部局に「○」印を付すこと。</u> ※複数の営業所（本店含む）で同じ部局に「○」印を付すことはできません。

(4)技術者経歴書
[様式4]

様式4

※ 受付番号

業者コード21-12345

技術者経歴書

(種類)

氏名	法令による免許等		実務経歴	実務経験年月数
	名称	取得年月日		
山田 太郎		S 45年 9 月 1 日	〇〇地区現況測量、技術部長	36年 9 月
石川 一郎		S 51年 10 月 4 日	〇〇排水路調査測量、技術管理室長	29年 6 月
北見 和雄		S 52年 7 月 1 日	函館市排水施設工事測量調査、函館支社係長	24年 6 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月
		年 月 日		年 月

記載要領

1 本表は、様式1-2「22 有資格者数」に記載した資格ごとに作成し、種類欄には作成した資格の種類を記載すること。

2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)

3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋の測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

斜文字は記載例

※「様式1-2「22 有資格者数」」に記載した資格を有する者は、必ず記載すること。
※記載事項が1枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

(提出の省略)

※ 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「技術者経歴書」の提出を省略することができます。

また、申請者が土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「技術者経歴書」の提出を省略することができます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

（様式4）

項目	記載要領
受付番号、業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
種類	○本表は、様式1－2「22 有資格者数」に記載した資格ごとに作成し、種類欄には作成した資格の種類を記載すること（「一級建築士」、「技術士（建設部門）」等）。 ※技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士については、必ず部門と選択科目を明記すること。 （例）技術士（総合技術監理部門（地質）） ※地方整備局と記載方法が異なるので注意すること。
氏名	○技術者の氏名を記載する。
法令による免許等	○名称欄は、<u>種類欄で既に資格の名称を記載しているため記載不要</u>。 ○種類欄に記載した資格について、取得した年月日を「取得年月日」欄に記載すること。
実務経歴	○最近のものから記載し、純粋に測量等業務に従事した職種及び地位を記載すること。 ○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）時点における経験年月数を記載すること。 ○公共用地経験者に係る部分については、当該用地業務に従事した官公庁名及び在職期間等を記載するものとし、必ず10年以上の実務経験が確認できること。

[様式 5]

※斜文字は記載例

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

※ 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「測量等実績調書」の提出を省略することができます。

また、申請者が土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査業者の登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「測量等実績調書」の提出を省略することができます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

(様式 5)

項目	記載要領
	○本表は、「希望業種区分」について「直前1年度分決算」及び「直前2年度分決算」ごとに別葉を設けて作成すること。
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
希望業種区分	○「希望業種区分」ごとに「直前1年度分決算」と「直前2年度分決算」を別にして作成すること。
注文者、元請又は下請の別、件名、測量等対象の規模等、業務履行場所のある都道府県名、請負代金の額、着工年月、完成（予定）年月	○記載された請負代金の額の合計が、様式1－2の「直前1年度分決算」又は「直前2年度分決算」に記載した各業種区分ごと実績高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、請負代金の額が500万円未満の業務については、10件を超えて記載することを要しない（この場合は、記載された請負代金の額の合計が7割未満でもよい。）。

(6) 登記事項証明書（写しでも可）

○法人の場合には、登記事項証明書又は履歴（現在）事項証明書（写しでも可）を提出してください。

○登記事項証明書については証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものとします。

※申請者が個人である場合、上記の提出は不要です。
（提出の省略）

※申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「登記事項証明書等」の提出を省略することができます。

また、申請者が土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「登記事項証明書」の提出を省略することができます。

ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

※現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

(7) 登録証明書等（写しでも可）

○営業に関し、法律上必要とする登録証明書等（写しでも可）を提出してください。

○発行官公署において定めた様式によるものとします。

○測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、不動産鑑定業者であることを証する書面については、証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものとします。

○証明書類については、複写機による鮮明な写し（拡大・縮小はせず、できるだけA4サイズ。）とします。

①申請書様式1－1の「18 登録を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合には、添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）が必要となります。登録証明書等の提出が必要なものと証明書等の発行窓口は次のとおりです。

対応する事業登録	添付書類	証明書等の発行窓口
測量業者	測量業者登録証明書	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（建政部）、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
建築士事務所	建築士事務所登録証明書	登録を受けている都道府県の担当課又は都道府県指定事務所登録機関
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（建政部）、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
地質調査業者	地質調査業者登録（通知）	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（建政部）、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録（通知）	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局（用地部）、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	申請者の主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面	申請者の所在地を管轄する土地家屋調査士会
司法書士	司法書士であることを証する書面	申請者の所在地を管轄する司法書士会
計量証明事業者	計量証明事業者であることを証する書面	登録を受けている都道府県

（提出の省略）

※ 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「登録証明書等」の提出を省略することができます。

また、土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「登録証明書等」の提出を省略できます（17ページ）。ただし、現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認を受けたもので、申請日の直近のものとしします。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

②次の業種区分を希望する方は、それぞれ、測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります（前記にかかる登録を受けていない方は、当該業務の申請を希望することはできません。）。

業 種 区 分	業務区分	必 要 な 証 明 書
測量	測量一般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係コンサルタント	建築一般	建築士事務所登録証明書
補償関係コンサルタント	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面

(例) 一級建築士事務所の例

証 明 願

令和 年 月 日

〇〇知事 〇〇〇〇殿

事務所所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請者氏名 〇 〇 〇 〇

一般競争（指名競争）参加資格審査申請のために必要がありますので、下記のとおりであることを証明願います。

記

1. 級別

一級建築士事務所

〇〇〇

2. 登録番号

知事登録 (へ) 第1234号

3. 登録年月日

年 月 日

4. 名称

〇 〇 〇 〇

5. 所在地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

6. 申請者名

〇 〇 〇 〇

第 号

上記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

〇〇〇知事 〇 〇 〇 〇 印

(8) 財務諸表類（１年分）

○申請日の直前における財務諸表類（１年分）を提出してください。

【法人の場合】

審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）

【個人の場合】

審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

※資格審査受付期間中に審査基準日の直前１年における財務諸表類の調整が完了しない場合には、その前年度の財務諸表類によってください。

（提出の省略）

※ 申請者が測量を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「財務諸表類」の提出を省略することができます。

また、申請者が土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「財務諸表類」の提出を省略することができます。ただし、現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認を受けたもので、申請日の直近のものとしします。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

(9) 納税証明書その３等（写し）

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、平成13・14年度を有効とする国土交通省北海道開発局の競争参加資格審査（建設工事、測量建設コンサルタント等業務）から添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

※「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

※国税庁から発行される電子納税証明書には対応していません（定期受付のうちインターネットによる申請を除く。）。
--

①納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出して下さい。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。個人にあっては、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。	○	○

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付できず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

②納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※なお、道府県民税等又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

※納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの

④ 提出方法

申請書類に添付して提出してください。

(参 考)

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)・・・個人の場合
(「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

納税証明書

(その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その 3 の 3 ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者氏名

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

- ※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- 法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
- ※ 未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
（その3・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

〇〇〇税について未納の税額はありません
△△△税について未納の税額はありません

対象となる税目が不足なく記載されている必要があります。不足している場合は、不受理となりますので、ご注意ください。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(10) 委任状（正）

申請代理人により代理申請をする場合のみ提出してください。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

【委任状の条件】

- ① 委任状の日付が申請日から３ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ※ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。
- ③ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④ 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

（委任状の例）

委 任 状			
受 任 者			
住 所			
登録番号			
氏 名			
私は上記の者を代理人と定め、国土交通省北海道開発局の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。			
委任事項			
1. 申請書類の作成			
1. 申請代理			
1. 記載事項の訂正			
令和 年 月 日			
委 任 者			
住 所			
商号又は名称			
代表者氏名			

その他

- 資格決定通知書は、申請者本人に送付されます（代理受領はできません。）。
- 従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください（申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。）。

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいい、申請者はあくまで本人となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17・18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

第 4 競争参加資格審査申請に関する Q & A

第 4 競争参加資格審査申請に関する Q & A

Q-1	国土交通省北海道開発局では、受付票等は発行されないのですか。
A-1	国土交通省北海道開発局において、受付票等は発行していません。 <u>ただし、申請者が受付の確認を希望する場合には、申請書の写し又は任意の様式を用意（文書郵送方式時については、切手を貼付した返信用封筒も同封）していたら、受付窓口で受付印を押すことはできます（随時受付も同様の取扱いです。）。</u> また、電子メール方式で申請書類を提出された場合は、申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。

Q-2	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。 定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいですか。
A-2	<u>随時申請及び変更届の提出ともにインターネットでは行うことができません。</u> <u>電子メール、郵送又は持参にてお願いいたします。</u> 定期申請中に変更届を提出する場合は、北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール、郵送又は持参で提出してください。 また、資格決定後は、<u>北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口</u>に郵送若しくは持参で提出してください。なお、受付窓口以外の各登録部局への提出は必要ありません。 ※受付窓口（問合せ先） 8 ページ また、インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出してください。

Q-3	資格決定後、申請を希望する部局を追加することはできますか。
A-3	<u>申請を希望する部局は、追加できます。</u> 申請を希望する部局を追加する場合は、変更届と申請時の様式（※1）の「申請を希望する部局欄」の追加したい部局に朱書きで○印を付したものを<u>北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口</u>に郵送若しくは持参で提出してください。 なお、資格決定通知書については、発行されません。 （※1）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「測量等実績高②の入力画面」、インターネット申請以外の場合は「様式1-2」のそれぞれ写し。

Q-4

資格決定後、希望業種区分（測量・土木関係コンサルタント・建築関係コンサルタント・補償関係コンサルタント・地質調査）を追加することはできますか。

A-4

希望業種区分は、追加できます。

希望業種区分を追加する場合は、新たに随時受付による資格の決定を行います。
提出書類は、申請時の様式（※1）の余白に「業種区分の追加」と朱書きで記載したもの、申請時の様式（※2）の「競争参加資格希望業種区分」欄の追加したい業種区分の番号に朱書きで○印を付し、「②直前2年度分決算」「③直前1年度分決算」「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄を修正したものを北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口へ郵送若しくは持参で提出してください。

（※1）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「申請書入力①画面」、インターネット申請以外の場合は、「様式1-1」のそれぞれ写し。

（※2）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「測量等実績高②の入力画面」、インターネット申請以外の場合は「様式1-2」のそれぞれ写し。

なお、法律上の資格を必要とする下表の業種区分については、法律上の資格を取得している場合に限り、追加登録をすることができます。

業種区分	業務区分	必要な証明書
測量	測 量 一 般	測量業者登録証明書
	地 図 の 調 整	
	航 空 測 量	
建築関係 コンサルタント	建 築 一 般	建築士事務所登録証明書
補償関係 コンサルタント	不 動 産 鑑 定	不動産鑑定業者であることを証する書面

また、年間平均実績高の割振りなどに一定の制限がありますので、詳細については、受付窓口にお問い合わせください。

Q-5

資格決定後、業態調書（様式2-1）の希望業務区分を変更することはできますか。

A-5

希望業務区分は、変更できます。

希望業務区分を変更する場合は、変更届と申請時の様式（※1）に朱書きで○印

	を付す又は抹消したものを北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口へ郵送若しくは持参で提出してください。 なお、資格決定通知書については、発行されません。 (※1) 申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「測量等実績高②の入力画面」、インターネット申請以外の場合は、「様式2-1」のそれぞれ写し。 ※受付窓口（問合せ先） 8 ページ
--	--

Q-6	定期申請のときにインターネット方式で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいのでしょうか。
A-6	定期申請については、平成29・30年度資格審査より原則インターネット方式となっております。 必要書類が受付期間中に間に合わなかった場合は、随時受付となりますのでご注意ください。 ※定期申請の問合せ先 北海道開発局 事業振興部 工事管理課 企画係 (代表) 011-709-2311 (内線) 5480

Q-7	申請書の様式類を、インターネット上からダウンロードできますか。
A-7	申請書の様式及び変更届については、国土交通省北海道開発局のホームページからダウンロードが可能です。 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html

Q-8	「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。
A-8	一部の発注者において、「国土交通省統一様式」と指定していることがあるようですが、<u>「国土交通省統一様式」というものではありません。</u> (参考) 申請書類の様式については、主に次のものがあります。 1. <u>中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）統一様式</u> 国土交通省が事務局となっている中央公契連に加盟する中央省庁及び特殊法人

	等において、申請書類のうち統一して使用している部分について申し合せを行い、様式を定めたもの。 ただし、共通部分のみの様式であるため、各発注機関が使用するに当たっては、各々必要な選択様式を追加して使用しています。 2. <u>国土交通省北海道開発局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u> 国土交通省北海道開発局へ申請する場合に使用している様式。上記1を基に、国土交通省北海道開発局が必要とする選択様式を加えたもの。 3. <u>国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u> 国土交通省地方整備局へ申請する場合に使用している様式。上記1を基に、国土交通省地方整備局が必要とする選択様式を加えたもの。 ※このほか、国土交通省における申請書類は、大臣官房会計課所掌機関用のものがあります。＝国土交通省の統一様式というものはありません。 4. <u>その他各発注機関が定める申請書類</u>
--	---

Q－9	申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。
A－9	鉛筆、消せるボールペン等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。 修正液、修正テープ不可

Q－10	「外資状況」の考え方を教えてください。
A－10	外資状況に記載する会社には、つぎの3種類があります。 ①外国籍会社 本店が海外にあるもの。 例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社） など ②日本国籍会社（外資100%） 100パーセント外国資本の会社 本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。 例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン） など ③日本国籍会社 一部外国資本の会社 本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。

	例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン） など																
Q－11	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。																
A－11	「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。 ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。 この場合には、役職欄には「代表者」と記載してください。 なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。 <table><tr><td>・取締役</td><td>・取締役社長</td><td>・代表取締役</td><td>・代表取締役社長</td></tr><tr><td>・代表取締役副社長</td><td></td><td>・代表社員</td><td>・代表者 ・代表理事</td></tr><tr><td>・理事長</td><td>・社長</td><td>・副社長</td><td>・無限責任社員</td></tr><tr><td>・管財人</td><td>・会長</td><td></td><td></td></tr></table>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長		・代表社員	・代表者 ・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長		・代表社員	・代表者 ・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																

Q-12	測量等業務の競争参加資格申請にあたっての審査基準日の考え方を教えてください。										
A-12	測量等業務の競争参加資格審査の審査基準日は、次のとおりです。 1. 審査基準日 資格審査申請日の直前の事業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日） 2. 申請項目毎の対象期間等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請項目</th><th>対象期間（申請書作成の基準時点）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間平均実績高</td><td>審査基準日の直前2年の各事業営業年度</td></tr> <tr> <td>自己資本額</td><td>審査基準日におけるもの</td></tr> <tr> <td>有資格者数</td><td>審査基準日におけるもの</td></tr> <tr> <td>営業年数</td><td>競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの</td></tr> </tbody> </table>	申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）	年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業営業年度	自己資本額	審査基準日におけるもの	有資格者数	審査基準日におけるもの	営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの
申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）										
年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業営業年度										
自己資本額	審査基準日におけるもの										
有資格者数	審査基準日におけるもの										
営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの										

Q-13	営業年数の算出方法を教えてください。
A-13	1. 起算日 競争参加資格希望業種に係る事業の開始日とします。 2. 末日 審査基準日とします。 審査基準日は、Q-12のとおり、「資格審査申請日の直前の事業年度の終了日」となります。

	3. 営業年数の算出 起算日から末日までの期間から、休業期間を差引く。 年末満の端数については、切捨ててください。 【計算例】 ①創業年月日：1989年4月1日 ②審査基準日：2010年3月31日 ③休業期間：1997年4月1日～1998年5月31日（1年2ヶ月） 営業年数＝21年0ヶ月（①～②）－ 1年2ヶ月 ＝19年10ヶ月 [端数処理]⇒19年
--	--

Q-14	測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのように記入すればいいですか。
A-14	実績高がない場合には、年間平均実績高を「0」（ゼロ）として記入してください。

Q-15	営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。
A-15	本店又は常時契約を締結する支店等営業所に限られます。 常時契約を締結する支店等営業所とは、測量等業務に関する契約の見積、入札、契約締結等、測量等業務に関する契約の締結に係る実体的な行為を行う営業所をいいます。希望部局と常時契約を締結する可能性のない本店以外の北海道外の営業所は、営業所一覧表に登録する必要はありません。また、変更届の提出も必要ありません。 次のような営業所は「<u>常時契約を締結する</u>」営業所とは言えません。 ○<u>単なる事務の連絡のために置かれている営業所</u> ○<u>他に兼業（建設業等）を営んでいる場合の営業所であって、測量等業務には全く無関係なもの</u>

Q-16	申請書類はどのように綴じればいいですか。
A-16	クリップで綴じてください。（ファイルに綴じる必要はありません。）

Q-17	随時受付は申請後、どのくらいの期間で決定になるのでしょうか。
A-17	適正な申請を受理してから1ヶ月から1ヶ月半程度で決定になります。 申請手続きについては7ページを参照してください。